

目黒区環境基本計画改定素案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 実施期間 平成28年12月1日（木）から平成29年1月10日（火）まで

(2) 周知方法

ア めぐろ区報掲載（12月5日号）、目黒区ホームページ掲載（12月1日）

イ 改定素案閲覧（配布）場所

目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー・6階環境保全課、各地区サービス事務所（東部地区を除く）、各住区センター、各区立図書館、目黒区エコプラザ

ウ 区民説明会実施（12月19日）

2 区民説明会開催結果

日程・場所	周知方法	参加人数	意見件数
12月19日（月） 18時30分～20時15分 目黒区総合庁舎本館2階 大会議室	・めぐろ区報掲載（12月5日号） ・目黒区ホームページ掲載（12月1日）	13人	14件

3 意見提出状況

(1) 意見提出者

提出区分	個人	団体	議会会派	合計
提出者	7	2	2	11

(2) 意見件数

提出区分	個人	団体	議会会派	合計
件数	27	2	46	75

4 意見に対する対応区分ごとの件数

対応区分	内 容	件数	
		パブリックコメント	説明会
1	ご意見の趣旨に沿い、計画改定に反映します。	12件	0件
2	ご意見の趣旨はすでに取り上げており、その趣旨に沿って計画を推進します。	7件	3件
3	ご意見の趣旨は一部改定素案で取り上げており、その他については今後の検討・研究の課題とします。	9件	1件
4	ご意見の趣旨は計画改定には取り上げませんが、個別施策等の中でご意見の趣旨に沿って努力します。	14件	1件
5	ご意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	12件	1件
6	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	6件	0件
7	その他（関係機関・団体等に趣旨を伝達する、議題として取り上げないもの等、1から6のいずれにも該当しない場合）	15件	8件
合 計		75件	14件

目黒区環境基本計画改定素案に対するパブリックコメント回答表

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
第1章 計画の基本的考え方					
1	個人	改定素案は、全体として、現状を踏まえ課題を整理して妥当な計画になっている。特に、目黒区の環境の保全や改善に関して、重点的に取り組むテーマ「一人ひとりの自主的な行動を促す」を設定し、区民・事業者等の〈ひと〉がその主体であるとする方向性と、区が担う役割を明記してあるのは「よい」と評価したい。	環境保全課	2	改定素案で「重点的に取り組むテーマ」と「めぐろの環境を支える〈ひと〉」を結びつけた根底には、〈ひと〉の行動が環境保全の取組の発展に欠かせないという認識があります。 この点については、環境審議会でも答申にあたり、十分議論が行われたところであります。 改定素案で掲げる環境像「地域と地球の環境を守りはぐくむまちーめぐろからの挑戦ー」の実現に向けて、区のみならず、区民・地域の団体等多様な活動主体の取組が必要となるため、ネットワークの形成に努めてまいります。
2	個人	改定素案を読んで、「目黒区環境基本計画」（2012（平成24）年3月）の取組が後退する懸念を抱かざるを得ない。なぜならば、現行計画では、“自然を守りいきものための環境”に取り組もうとする意図が感じられるが、改定素案では、地域的な視点では、“人間の生活する場としての環境”に重点が置かれている印象を受ける。このことは、生物多様性の主流化に逆行し、「環境を守りはぐくむ人を育てる」ことを妨げると考える。	みどりと公園課 環境保全課	4	環境審議会の答申の考え方を受け、改定素案では省エネやみどり等5分野を対象範囲とし、各分野のバランスを取りながら施策を展開する体系としております。このため、対象範囲とした5分野に基づき、それぞれ基本方針を設定しております。 ご意見の「自然を守りいきものための環境」については、基本方針3「みどりはぐくみエコロジカルネットワークを形成する」の中で、施策の目標3-3の施策の進め方に沿いながら、個々の施策として取り組んでまいりたいと考えております。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
3	個人	計画の考え方、基本方針、施策の展開、施策の目標、重点的に取り組むテーマ等、分け方が非常に分かりにくいので、分類の仕方を単純化することはできないか。身近な環境をはぐくむ、身近なみどりとのふれあい、グリーンアクション等々が計画・目標・施策とに繰り返し出てきており、軽いスローガンのように心に残らない。	環境保全課	4	<p>環境課題に関する取組は分野が多様であるため、「目黒区環境基本計画」においては、各分野のバランスをとる必要があると認識しております。</p> <p>分類の単純化を念頭に置きつつ、また、環境審議会の答申の考え方を踏まえた結果、改定素案の施策体系は、目指すべき環境像のもとに、基本方針、施策の目標、主な施策の3階層とし、簡潔に整理しております。</p> <p>計画に基づく個々の施策の展開では、より分かりやすい説明となるよう、努めてまいります。</p>
4	個人	改定素案全体に「環境負荷の低減」という言葉が何度も出てくる。計画そのものに7回、目黒区環境基本条例に8回掲げられている。それは喫緊の課題であるからだと思う。しかし、目黒区が「環境負荷」とどう向き合ってきたのか、努力したのかの姿勢が改定素案から読み取れない。	環境保全課	4	<p>「目黒区基本構想」では、基本理念の一つとして「環境と共生する」ことを掲げ、少しでも環境負荷を減らし、自然を守り、良好な都市環境の保全・改善に努めることを目黒区政のあらゆる分野に共通する基本課題として位置づけるとともに、区民一人ひとりが、自らの行動による環境への負荷を極力少なくし、身近な都市環境の改善に取り組む社会をつくることとしております。</p> <p>この理念に基づき、改定素案では、環境負荷の低減の考え方を根底に据えながら、施策体系の整理を行い、また、施策の目標を掲げて取り組むものと認識しております。</p> <p>計画に基づく個々の施策の展開では、「環境負荷の低減」を根底に据えていることをより分かりやすく説明するよう、努めてまいります。</p> <p>なお、施策の実施結果や事業等の進捗については、毎年度作成する環境報告書で施策の実施状況として報告してまいります。</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
5	個人	改定素案によると、国は「きめ細やかな取り組み」を地方自治体に期待し、東京都は「水と緑に囲まれ環境と調和した都市の実現」を謳っている。目黒区は省エネやみどりの保全、エコロジカルネットワーク等たくさん掲げているが、実際には「見える化」はされていない。LEDへの単純な転換等には疑問をもっているが、環境への危機感からするともっと街に出向き、具体的な問題の把握が必要で、そのことによって初めて計画に「リアルさ」や「見える化」が加わってくると思うので、「見える化」を求めたい。	環境保全課	3	環境審議会の答申の考え方を受け、改定素案では省エネやみどり等5分野を対象範囲とし、各分野のバランスを取りながら施策を展開する体系としております。 「見える化」につながるものとして、第3章「目標達成に向けた施策の展開」の〔課題と方向性〕では、5つの基本方針ごとに、実測値や取組実績の数値をグラフ化したものを増やすなど工夫します。また、毎年度作成する環境報告書では、各基本方針に掲げる施策の実施結果等の状況について、グラフや写真を使いながら内容紹介を行う、「見える化」の努力を行ってまいります。
6	議会会派	福島第1原発事故と省エネ・再生可能エネルギーの推進、地球温暖化対策の新しい国際ルール「パリ協定」が発効したことはこの間の大きな変化であり、計画改定にあたって、こうした激変に対応した区の計画にすることを基本的な考え方としてしっかり位置づける必要がある。改定素案の記述では、何が問題になっているのか、国際水準が日本に求めているのは何なのかがわからないので記述すること。	環境保全課	1	ご意見の主旨を反映し、パリ協定の発効を受けて、国の約束草案である、2013（平成25）年度比で2030（平成42）年度に26%削減を確実に実現するため、「地球温暖化対策計画」において、地方自治体にも実現に向けた施策が求められている旨を記述します。
7	議会会派	地球的規模での開発や経済活動による環境破壊への国際的な対応と同時に、「目黒区環境基本計画」は、都市計画道路や再開発をはじめとする開発に対し、環境を守るという立場からチェックし、必要なら修正することができるような仕組みをつくる計画にすること。	環境保全課	6	必要なものは、環境影響評価法、東京都環境影響評価条例で評価していると考えており、また、当該制度を通じて区長意見を提出する機会もあるため、これらによって、区としての環境保全の立場を表明することができることから、この中で対応してまいります。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
8	議会会派	<p>環境に関する状況は5年毎の改定時期に比しても益々厳しさを増しており、現状認識についての更なる厳しい言及が必要である。</p> <p>一例として、北極圏の氷は観測史上で最も小さくなったとの報道があるが、環境悪化に関する事例に事欠かない。こうした現実をもっと区民と共有すべきである。</p>	環境保全課	4	<p>基本方針5「環境を守りはぐくむ人を育てる」の〔取組方針〕に沿い、区民、団体、事業者等の環境施策を浸透させるための普及啓発や情報提供に努めてまいります。</p> <p>その際、環境に関する課題について理解を深めてもらうよう、工夫してまいります。</p>
第2章 目指すべき環境像と基本方針					
9	個人	<p>具体的な問題を聴かないような姿勢であれば、改定素案P8にある「一人ひとりの自主的な行動を促す」ことはできないであろう。環境に問題があつて、困っていて、自主的に動きたい人々が、福島事故以来の放射能の問題も含めて多く存在するといった実態に、目を背けては環境問題は関心は持たれない。区民の自主的な行動を引き出す努力をする方針等を盛り込んでほしい。</p>	環境保全課	2	<p>改定素案において、ひとづくりはすべての環境施策の基盤となるとの認識のもと、環境問題やその解決に向けた取組を区民、事業者が「知る」ことを促すこと、獲得した知識に基づく区民、事業者の行動を支援すること、行動する区民、事業者をネットワーク化して取組を伝え、広げていくことの3段階を意識しております。</p> <p>この「知る」「行動する」「広げる」の3つの視点を通した取組の積み重ねにより、段階的に活動の輪を広げていくことを想定しております。</p> <p>区では、各施策において、区民、団体、事業者等に場や機会の提供、支援等を行うことで「知る」「行動する」「広げる」ことを促進することが、努力の方針にもなっていると考えております。</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
10	議会会派	大規模事業者としての目黒区の取組の項目を別項で設けること。庁内の環境確保の実施部門として庁内を取りまとめ、省資源・省エネ等をすすめるとともに、そのための庁内実働組織を適宜召集すること。区内事業者への働きかけを強化すること。	環境保全課	4	「目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画（めぐろエコ・プランⅡ）」により、区の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に庁内調整組織も設けながら取り組み、毎年度作成している環境報告書において、別項目で実績や評価について報告しており、これを継続します。また、めぐろグリーンアクションプログラム（事業所版）等により、区内事業者へも働きかけてまいります。
11	議会会派	体系図の中に（有害）化学物質の低減を盛り込むこと。	環境保全課	5	事業者に対しては、通常業務の中で、都条例に基づき、適正管理化学物質の使用量等の報告を求めており、今後も継続してまいります。 化学物質の低減については、今後、注意喚起の内容、方法等を検討してまいります。
12	議会会派	各主要指標の標記については、「増加」「推進」「維持」ではなく、数値目標を入れること。文言標記は、それが困難な場合に限ってほしい。	環境保全課	5	改定素案において指標は、計画の達成状況を把握し確認するための一つの目安として位置づけています。毎年度作成する環境報告書では、施策や事業の実施状況と成果を考慮した定性的な分析と指標の実績値等を併用し、計画の達成状況を総括してまいります。 上記の考え方を踏まえ、指標は文言標記を中心とした記載としておりますが、達成状況のわかりやすさは検討課題とします。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
第3章 目標達成に向けた施策の展開					
基本方針1 省エネのまちづくり 地球温暖化対策を推進する					
13	個人	改定素案P14にあるCO ₂ 排出量の単位「eq」について 環境用語に対する知識がない身としては、その単位がどれくらいの量をさすのかが不明であるので、用語解説に具体例等を付記してほしい。	環境保全課	1	ご意見の主旨を踏まえ、CO ₂ eqの用語解説を記載しました。
14	個人	改定素案P14の図<二酸化炭素排出量の推移>を<部門別二酸化炭素排出量の推移(2013(平成25)年度を含む)>に代える。図の上方にある文章には「家庭や事業所から排出される量が占める割合が高い」とあるが、この部門別の図の方が、家庭や事業所及び他の部門の排出量の割合を直感的に知り、家庭での取組の必要性を認識できると思われる。	環境保全課	1	ご意見を反映し、グラフを部門別二酸化炭素排出量の推移に修正します。
15	個人	改定素案P15の表のうち成果指標の項目、二酸化炭素排出量の目標の記入内容を「2010(平成22)年度を基準とし、区域全体で2014(平成26)～2020(平成32)年度の計画期間に、毎年度1%以上、計画最終年度(2020(平成32)年度)において7%以上削減」に代える。その下のエネルギー消費量も同様なので、まとめて記してもよい。	環境保全課	1	ご意見を反映し、記述内容を変更します。
16	議会会派	【省エネルギー対策の強化】 目黒区は、エネルギー消費量を2010(平成22)年比で2020(平成32)年度において7%以上削減する目標としているが、東京都は、エネルギーの消費量を2000(平成12年)年比で2030(平成42)年までに38%削減するという目標を「東京都環境基本計画」で定めた。都の目標を上回る意欲的な目標設定とすること。また、「東京都環境基本計画」の目標との対比がわかるようグラフを含めてわかりやすく説明すること。	環境保全課	5	2030(平成42)年までの削減目標については、「目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画(めぐろエコ・プランⅡ)」及び「目黒区地球温暖化対策地域推進計画(第二次計画)」の具体的な目標を2018(平成30)年度及び2020(平成32)年度までに実現することが肝要であると考えております。まずは、実績を踏まえたこの2つの計画の改定に向けて、今後の国や東京都の動向及び革新的技術の開発・普及等の動向を見据えながら、今後の検討課題とします。 なお、ご意見を反映し、「東京都環境基本計画」や国の「温暖化対策計画」の目標との対比表を追加します。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
17	議会会派	【省エネルギー対策の強化】 二酸化炭素排出量の推移グラフだけでなく、エネルギー消費量の推移グラフも掲載し、目標と実績の関係がわかるようにグラフを工夫すること。1990（平成2）年度比何%の削減目標になるのか明記すること。そのためにも、1990（平成2）年からのグラフを掲載すること。グラフは、目標で使用した西暦で統一するか、「目黒区地球温暖化対策地域推進計画（第二次計画）」のように和暦と西暦を併記すること。	環境保全課	1	ご意見を反映し、エネルギー消費量の推移グラフも掲載します。また、目標と実績の関係がわかるようにグラフを工夫します。1990（平成2）年度の数値も記載します。和暦と西暦を併記します。
18	議会会派	【省エネルギー対策の強化】 目標を確実に達成するため、毎年の削減目標の進捗管理をどうするか明記すること。目標達成に責任を持った意欲的な施策を進めること。	環境保全課	2	第5章「計画の効果的な推進に向けて」のとおり、毎年度作成する環境報告書で報告してまいります。
19	議会会派	【省エネルギー対策の強化】 主な施策の再生可能エネルギーや省エネルギー機器設置費助成件数の実績を経年グラフで表示すること。また、省エネルギー設備のある区内住宅の現況をグラフ等で示すこと。	環境保全課	1	ご意見を反映し、助成件数の実績を経年グラフで表示します。助成以外の省エネルギー設備のある区内住宅の現況については、把握しておりません。
20	議会会派	【省エネルギー対策の強化】 テナントビルを含めた中小規模事業所の省エネルギーを促進するため、無料診断とともに普及・啓発を強化し、高効率機器の導入に対する支援を拡充すること。	産業経済・消費生活課	5	経営支援として、ビジネスサポート支援事業（中小企業診断士を派遣）等行っているほか、中小企業の融資あっせん条件で環境配慮の設備導入に対して優遇利率を設けております。
21	議会会派	【省エネルギー対策の強化】 病院や診療所、学校、保育園、幼稚園がすすめる自家発電設備・非常用電力の確保や、省エネルギー化（LED化、ガラスへの遮熱フィルム装着、遮熱材やカーテンの設置、冷温水ポンプのインバーター化等）に対し、助成等の支援を拡充するとともに、区総合庁舎と区有施設の省エネ対策を促進すること。	環境保全課	3	病院や診療所、学校、保育園、幼稚園がすすめる自家発電設備・非常用電力の確保や、省エネルギー化に対する支援については、今後の研究課題とします。 区有施設の省エネ対策については、改定素案の施策の目標1-2に掲げるとともに、「目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画（めぐろエコ・プランⅡ）」の中で推進します。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
22	議会会派	【省エネルギー対策の強化】 一般家庭住宅への省エネ化のためのリフォーム助成をLED化のみならずガラスへの遮熱フィルム装着、遮熱材やカーテンの設置等にも拡充すること。	住宅課 環境保全課	7	住宅リフォーム資金助成は、「リフォーム工事」に対する助成が前提となっております。そのため、制度上、工事を伴わないものについては難しいと考えます。 なお、一般家庭の省エネ化のため、住宅の断熱性を高める取組については、啓発に努めてまいります。
23	議会会派	【省エネルギー対策の強化】 24時間営業・深夜営業の自粛、自動販売機の抑制等、小売業の電力削減の促進対策を区として講じること。	環境保全課	4	改定素案の施策の目標1-1に沿いながら、事業者に向けて、低炭素の事業活動の実践につながる普及啓発を進めてまいります。
24	議会会派	【再生可能エネルギーの抜本的拡大】 2030（平成42）年までに電力の4割を再生可能エネルギーでまかなうという目標をもって取り組むことは世界の再生可能エネルギー先進国に追いつくための最低限の目標である。この道は、温室効果ガスの排出削減、地域経済の振興と雇用創出、エネルギー自給率の向上にとっても大きな効果がある。 改定素案には、再生可能エネルギーによる電力利用割合に関わる目標数値がないので設定すること。設定するに当たっては、「東京都環境基本計画」の再生可能エネルギーによる電力利用割合は、2024（平成36）年までに20%程度、2030（平成42）年までに30%程度に拡大するという目標になっている。目黒区の計画は、これを上回る意欲的な目標設定とすること。また、目標を確実に達成させるために、再生可能エネルギーの導入を急速かつ強力に推進すること。	環境保全課	6	再生可能エネルギーによる電力利用割合の設定については、区内の電力割合の把握が難しく、また、国のエネルギー政策にかかわる課題であることから、計画に反映することは困難です。 再生可能エネルギーの導入については、目黒区住宅用新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成により、区としての数値目標を立てて推進します。
25	議会会派	【再生可能エネルギーの抜本的拡大】 区の施設への再生可能エネルギー機器設置を強力に推進すること。	環境保全課	2	区有施設への再生可能エネルギー機器の設置については、改定素案の施策の目標1-2に掲げるとともに、「目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画（めぐろエコ・プランII）」の中で推進します。
26	議会会派	【再生可能エネルギーの抜本的拡大】 再生可能エネルギー導入対策への支援を拡充すること。目標達成に必要な導入量について試算し、実現に向けた進捗を管理すること。	環境保全課	4	現在実施している目黒区住宅用新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成の中で、工夫してまいります。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
27	議会会派	【再生可能エネルギーの抜本的拡大】 目黒川に小水力発電所を設置し、見学スペースや表示盤を設けて、再生可能エネルギーの普及啓発や環境教育に活用すること。	環境保全課	5	目黒川の役割や構造上の問題から、小水力発電所を設置することは困難ですが、再生可能エネルギーの普及啓発や環境教育については、今後の研究課題とします。
28	議会会派	【再生可能エネルギーの抜本的拡大】 湖南市をはじめとして地方自治体で再生可能エネルギーの基本条例の制定が進んでいる。区内の再生可能エネルギー導入ポテンシャルと技術開発について全面的な調査・研究を行うことなどを位置づけた自然エネルギー条例の制定について、目黒区においても検討することを今度の改定で明記すること。	環境保全課	5	自然エネルギー条例の制定については、地域の実情等をはじめ、多角的な調査が必要であり、今後の研究課題とします。
29	議会会派	【地球温暖化対策、ヒートアイランド対策の強化】 温室効果ガスを2020（平成32）年に1990（平成2）年比（京都議定書 基準年）25%削減することを日本政府は国際公約としている。この公約によって、2020（平成32）年に30%以上削減、2030（平成32）年に40～50%削減、2050（平成52）年に80%以上削減する目標こそ求められている。世田谷区は、1990（平成2）年度比10%削減をめざしており、すなわち2008（平成20）年度比で2020（平成32）年度において25%削減を目標としている。こうした中で、目黒区は、二酸化炭素排出量の削減目標について、2010（平成22）年比で2020（平成32）年度において7%以上削減するとしているが、あまりに低い目標と言わざるを得ない。環境との共生を基本理念に掲げている目黒区としては、近隣区以上かつ国際水準にあたる意欲的な目標とすること。	環境保全課	5	2030（平成42）年までの削減目標については、「目黒区地球温暖化対策推進第二次実行計画（めぐろエコ・プランⅡ）」及び「目黒区地球温暖化対策地域推進計画（第二次計画）」の具体的な目標を2018（平成30）年度及び2020（平成32）年度までに実現することが肝要であると考えております。まずは、実績を踏まえたこの2つの計画の改定に向けて、今後の国や東京都の動向及び革新的技術の開発・普及等の動向を見据えながら、今後の検討課題とします。
30	議会会派	【地球温暖化対策、ヒートアイランド対策の強化】 環境アセスメントの対象評価項目に二酸化炭素排出量を加えること。事業計画区間を短めに細分化した道路計画路線については、事業の一体性から、全体の環境アセスメントの対象にすることを、東京都と連携して実現すること。	環境保全課	7	二酸化炭素は温室効果ガスのひとつですが、環境アセスメントの対象評価項目には、すでに温室効果ガスの項目があります。 環境アセスメントの対象については、東京都へ要望を伝えてまいります。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
31	議会会派	都市型水害対策として、雨水タンクの導入を促進すること。現在の助成内容を使いやすいよう実態に即して改善すること。区有施設や民間事業者にも普及促進を図ること。	都市整備課	3	都市型水害対策は、「目黒区総合治水対策基本計画」に基づき、公共施設及び民間施設における雨水流出抑制施設整備の指導や助成を行うなどの取組を進めております。この取組は、改定素案の施策の目標1-3に掲げております。 雨水タンク等の雨水利用については、雨水の利用の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、国や東京都と調整する必要があります。
32	議会会派	【地球温暖化対策、ヒートアイランド対策の強化】 目黒区は、現行の「都市計画マスタープラン」に、熱帯夜が多に多い自治体と明記されている。コンクリートやアスファルトで覆われる大型開発や都市計画道路優先のまちづくりに対して、環境面の立場から、規制をさらに強化する施策を追加すること。	環境保全課	6	必要なものは、環境影響評価法、東京都環境影響評価条例で評価していると考えており、また、当該制度を通じて区長意見を提出する機会もあるため、これらによって、区としての環境保全の立場を表明することができることから、この中で対応してまいります。
33	議会会派	【省資源省エネの推進】 エコライフめぐろ推進協会と協力し、再生可能エネルギーの区内における利用促進・太陽光発電設備等を利用したエネルギー事業化・創出、小売事業者との連携等を行うこと。 省エネ家電の利用促進をエコライフめぐろ推進協会等を通し、啓発すること。	環境保全課	3	エコライフめぐろ推進協会と協力した再生可能エネルギーの利用促進等については、今後の研究課題とします。 改定素案の施策の目標1-1に沿いながら、省エネ家電の利用等、賢い選択の普及啓発については、エコライフめぐろ推進協会との連携も視野に入れながら、推進します。
34	議会会派	【フロン、脱低炭素】 代替フロンの回収について区内事業者の進捗確認を行うこと。 地球温暖化防止のための継続的・計画的な啓発を行うこと。その際は1990（平成2）年比温室効果ガス増加量を区内外のもの公表し、区民・事業者の行動を促すこと。	環境保全課	3	改定素案の施策の目標1-1に沿いながら、地球温暖化防止のための継続的・計画的な啓発を行います。1990（平成2）年度の数値もグラフに記載します。 なお、フロンについて東京都から情報提供があった場合には、事業者等に周知してまいります。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
35	議会会派	【都市の保水対策】 街全体で水を貯める都市機能を持たせるために、民有地における浸透ます等を助成すること。	都市整備課	2	改定素案の施策の目標1-3に沿いながら、民間施設のうち、個人所有の住宅における雨水流出抑制施設整備（浸透ます等）の助成を行う取組を進めております。
36	議会会派	【都市の保水対策】 目黒川の親水護岸への改修や藻場の増設等を行うこと。	土木工事課	6	河川には、降った雨を速やかに流下させる役割のほか、いきものの生息の場や親水空間としての役割があります。親水護岸への改修については、河川敷地の制限や安全対策等多くの課題があり困難な状況にあります。また、中流域に整備した空間は、部分的に川幅が広く河川の流水断面に余裕がある場所であり、これ以外に藻場の増設等の設置空間は確保できない状況にあります。
基本方針2 循環型社会づくり ものを大切にして循環型社会を実現する					
37	個人	改定素案P20の「課題と方向性」の中に、「燃やすごみのなかには、資源化できる品目が25.7%も含まれています。雑がみを含む古紙は16.7%もあり、古紙の集団回収で収集可能であることの理解促進が必要です。燃やすごみ全体の41.3%を占める生ごみのうちには未利用食品が2.4%（生ごみの約6%）も含まれています。また、燃やさないごみの中には、資源化できる品目が14.6%も含まれています」との記載を追加すべきである。	清掃リサイクル課	1	ご意見の主旨を反映し、記述内容を修正します。
38	個人	循環型社会づくりの「リデュース」重視は当然のことと思うが、国の法整備なしに実現が困難とすれば、どのような働きかけをどの程度の頻度で、どこが中心となって展開していくのか、明記しなければ重点的課題として掲げる意味が半減する。	清掃リサイクル課	4	廃棄物の発生抑制によるごみ減量及び再利用については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められております。また、国は「第三次循環型社会形成推進基本計画」の中で、2R「リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）」に重点的に取り組むこととしております。 目黒区においても、「一般廃棄物処理基本計画」の中で、2Rに重点を置いたごみ減量施策を進めていくこととしており、この枠組みの中で施策の具体化を進めてまいります。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
39	団体	施策の目標2-1「ごみをつくり出さない意識の醸成」の主な施策のうち、「めぐる買い物ルール」の普及啓発・取組支援とあるが、MGR100の中でもこのルールを謳っており、取組は支援ではなく、推進と考える。記載を取組推進とすること。	清掃リサイクル課	4	「めぐる買い物ルール」において、区では事業者や区民団体等による主体的なごみ減量の取組について支援する施策等を実施しております。 このため、施策の具体的な方向性としては、普及啓発の取組のほか、区民や事業者への取組支援を行うと記載しております。これらの取組を通じて、「めぐる買い物ルール」そのものを推進したいと考えております。
40	議会会派	1人1日当たり100gのごみ減量を達成し、2025（平成37）年度までに1人1日当たり451g、リサイクル率は31.7%にすることを目標値としている。積極的な目標を実現する具体策として、製造段階での廃棄物の発生抑制等企業の責任を明確にした減量対策を強化すること。 小規模小売店、消費者、福祉施設等中小・零細業者へのリサイクル・再資源化のための負担軽減、生ごみ等のコンポスト化の取組を拡大するため助成、事業系食品残渣のバイオエネルギー化等、リサイクル・再資源化を推進すること。	清掃リサイクル課	5	区は、ごみの減量に向けて、拡大生産者責任の原則に基づき、製造事業者等に応分の負担を求める法令や制度の整備を、継続して国へ要望しております。 ご意見いただいたごみ減量のアイデアについては、計画に位置づけられた施策の具体化に向けて、参考とさせていただきます。
41	議会会派	サーマルリサイクルという名の廃プラスチックの焼却政策を見直し、分別回収の徹底で本来のプラスチックのリサイクルを促進すること。	清掃リサイクル課	7	プラスチック製容器包装類のリサイクルについては、毎年、「国・都の施策及び予算に関する要望」において新たな制度設計や自治体の負担軽減の要望を行っております。今後も引き続き、国に対して要望してまいります。
42	議会会派	【省資源省エネの推進】 小型家電の回収品目を増やし、回収拠点も増加させること。 家具リサイクル等を区として支援すること。	環境保全課 清掃リサイクル課	5	小型家電リサイクル法では、小型家電のリサイクルは自治体の任意の協力で行うとされ、回収運搬経費は全て自治体負担となります。このため、拠点回収場所の追加については、回収量と回収経費を考慮して実施すべきものと考えております。 家具リサイクルについては、粗大ごみ減量の観点から可能な取組について今後検討してまいります。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
43	議会会派	<p>【ごみ減量】</p> <p>1人1日当たり2025（平成37）年までごみ量451g、リサイクル率31.7%を達成させるための清掃事務所における指導を徹底すること。特に、1人当たり排出量の多い世帯に向けた指導を強力に行うこと。</p> <p>めぐる買い物ルールを徹底させるため、区内小売店へ協力を求め、レジ袋有料化を強力に進めること。</p>	清掃リサイクル課 清掃事務所	5	<p>区は、これまでも、資源とごみの分け方・出し方等について、看板やパンフレット、町会回覧用ちらしの活用や必要に応じた現場での説明や指導により、区民の皆様のご理解とご協力をいただきながらごみ減量に向けて取り組んでまいりました。排出量の多い世帯を特定することは困難ですが、今後とも、計画の考え方に沿い具体的な取組として、適正なごみの排出等を含め、ごみ減量に向けた意識啓発の推進、排出指導の徹底に努めてまいります。</p> <p>「めぐる買い物ルール」では、「1日1回、ノーレジ袋のすすめ」として、マイバッグや風呂敷の活用、ポイント制度によるレジ袋を断りやすくするアイデア等を紹介しております。</p> <p>今後とも、消費者や事業者が継続して実践しやすい取組を基本として、より効果的な施策を検討してまいります。</p>
基本方針3 みどりづくり みどりをはぐくみエコロジカルネットワークを形成する					
44	個人	<p>都心に近い目黒区だが、林試の森等の大きな公園等があり、環境に恵まれていると思う。子どもに小さいうちから自然に触れさせたいと思っているので、宿泊キャンプや星を観る企画、虫捕り企画等、専門家の指導付きでの企画があれば大変嬉しい。</p>	みどりと公園課	2	<p>「目黒区みどりの基本計画」に掲げた施策のうちの一つに「みどりに親しむイベントの実施」があります。すでに、駒場野公園や中目黒公園では、身近な自然にふれあうことを目的としたイベントを、年間を通じて実施しております。また、目黒川や公園等で住民参加型自然環境調査「いきもの発見隊」も開催しております。</p> <p>改定素案の施策の目標3-2に掲げるとともに、今後も引き続き、自然への興味や関心を持つきっかけとなるイベント等の実施に取り組んでまいります。</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
45	個人	目黒川の桜並木は全国的にも知られており、桜の保存にはどなたも異論がないと思う。長年、目黒川の環境を悪化させまいと努め、桜は世代をつないで育まれてきた歴史を見てきたかたの環境への一途な思いを、私も共有している。その桜に電線を巻きつけ光を楽しむなどは環境を守ることとは正反対の環境破壊行為であり、未来を担う子どもたちに伝えたくない。目黒川と桜の保存について触れるべきだと思う。	道路管理課 みどりと公園課	7	「目黒区みどりの基本計画」の重点的取組に「サクラの保全」を位置づけており、これに基づきサクラ保全事業を行っております。今後、目黒川のサクラについても、サクラの再生に向けた計画策定やサクラの保護、植え替え等を目標とし、サクラ保全に取り組んでまいります。 以上の主旨を施策の目標3-1の主な施策の中で明記します。 街路樹へのLEDの設置については、道路占用許可が必要なことから、基準に基づく手続きをしております。LEDライト取付の際には、桜や周りの植栽を傷めない措置を取ることを条件としております。 なお、街路樹（桜）へのLEDの設置は様々な場所で実施されており、期間的なことも踏まえ、樹木への影響はないものと判断しております。
46	個人	目黒川のイルミネーションは改定素案に何回も明記されている省エネにも反する。桜は冬に葉を落とし、一気に花咲く春を待っている。桜並木の保存は目黒区の使命の一つかと思う。何か表現の方法を考え、大切に桜の季節を愛でることのできるよう明記できないか。	みどりと公園課	7	「目黒区みどりの基本計画」の重点的取組に「サクラの保全」を位置づけており、これに基づきサクラ保全事業を行っております。今後、目黒川のサクラについても、サクラの再生に向けた計画策定やサクラの保護、植え替え等を目標とし、サクラ保全に取り組んでまいります。 以上の主旨を施策の目標3-1の主な施策の中で明記します。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
47	個人	目黒川のイルミネーションについて、桜に電線を巻きつける際の工事には、桜の根元を痛める様々な作業をしながら高い枝まで巻きつけ、桜の根や周辺植栽を痛めている。近隣住民は雑踏と夜遅くまで続く光公害に苦しんでいる。目黒区は現場に駆けつけてみる事が大切である。その現場主義を環境保全の中心に据え明記すべきだと思う。	道路管理課 みどりと公園課	7	街路樹へのLEDの設置については、道路占用許可が必要なことから、基準に基づく手続きをしております。LEDライト取付の際には、桜や周りの植栽を傷めない措置を取ることを条件としております。 なお、街路樹（桜）へのLEDの設置は様々な場所で実施されており、期間的なことも踏まえ、樹木への影響はないものと判断しております。
48	個人	桜の保護育成のため、桜に電線を巻きつけることを禁止してほしい。また、桜に電線を巻きつけるために植栽に入り込み、桜の根近くにパイプ等を打ち込むことを、桜と植栽のために禁止してほしい。	道路管理課 みどりと公園課	7	街路樹へのLEDの設置については、道路占用許可が必要なことから、基準に基づく手続きをしております。LEDライト取付の際には、桜や周りの植栽を傷めない措置を取ることを条件としております。 なお、街路樹（桜）へのLEDの設置は様々な場所で実施されており、期間的なことも踏まえ、樹木への影響はないものと判断しております。 ロープ柵はLEDの設置者がサクラの根及びツツジ等の低木を保護するために道路占用許可を受けて設置したものです。
49	議会会派	これまで、目黒区内の巨木は何本あったのか、いま何本に減少してきたのか、記録がなく把握していないことは問題である。早急に調査し当面記述できる範囲で示すこと。	みどりと公園課	1	ご意見の主旨を反映し、グラフを追加します。 区では、区内のみどりの現状と推移を把握するため、定期的のみどりの実態調査を実施しております。2014（平成26）年度に実施したみどりの実態調査の結果では、前回調査（2004（平成16）年度実施）からの10年間で、直径20cm以上の樹木（街路樹含む）が29,942本から28,365本となり、1,577本減少しております。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
50	議会会派	「目黒区みどりの基本計画」（2016（平成28）年3月改定）では、みどりの質を重視することを位置づけたが、その一環として大木の保存に係る有効な仕組みがない。保存樹の指定を拡大するとともに、伐採前の住民への説明の義務付け等大木を保全・創出する規制強化の具体策の必要性を明記すること。生垣助成についても小規模なものへの対象拡大を含め拡充を図ること。	みどりと公園課	4	区では、樹木等の保全を図るため、2008（平成20）年度より幹周り80cm以上の樹木等を伐採しようとする場合に区との協議を義務付けております。また、2012（平成24）年度から休止していた保存樹の指定については、2015（平成27）年度より新規指定を再開し、樹木等の保全を図っております。指定対象の樹木は幹周り80cm以上としております。また、生垣助成についても連続した1m以上を対象としており、小規模でも身近な場所へのみどりづくりを推進しております。 これらの制度の基準は、費用対効果も踏まえつつ、23区内で最も対象を広くしており、身近なみどりの保全・創出に努めております。今後も「目黒区みどりの基本計画」に基づき、各制度を推進するとともに、具体的な制度の見直しについて検討してまいります。
51	議会会派	2022（平成34）年の一斉更新にむけ、生産緑地を区が取得し、生産緑地公園等で活用する方向性を打ち出すこと。また、そのために必要な国や都への補助制度の拡充を要望することを明記すること。	都市計画課 みどりと公園課	5	生産緑地の取得については、土地所有者の意向や財源確保等の課題があります。引き続き、国へ財政支援の要望をしてまいります。また、国における新制度の検討状況についても注視してまいります。
52	議会会派	緑被率20%達成へ向け、あらゆる手立てを講じること。とりわけ、緑被率の少ない地域への取組は重視すること。	みどりと公園課	4	「目黒区みどりの基本計画」において、計画全体にかかる目標として緑被率20%に高めることを掲げており、区民、事業者等と多様なみどりの創出に努めるとともに、公園整備や公共施設の緑化、民有地の緑化等を進めてまいります。また、身近な範囲に公園が不足する地域や一人当たり公園面積が不足する住区等を総合的に判断し、公園整備を進め、緑被率の向上に努めてまいります。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
53	議会会派	<p>【既存みどりの保全と育成】</p> <p>既存緑の保全を都市整備部と環境清掃部と協力して区内の事例に対処し進めること。ヒートアイランド低減の重要な要素として明記すること。</p>	みどりと公園課 環境保全課	3	<p>改定素案の施策の目標1-3でヒートアイランド現象の対策として、緑化の推進を位置づけております。</p> <p>また、「目黒区みどりの基本計画」では、みどりの持つ多様な役割の一つとして、ヒートアイランド現象や地球温暖化を緩和することを明記しております。</p> <p>今後も、「目黒区みどりの基本計画」に基づき、樹木等の保全協議や保存樹木の指定等、既存のみどりの保全に取り組み、みどりの持つ多様な機能を十分に担う「質の高いみどり」づくりを進めてまいります。</p>
基本方針4 生活環境づくり 健康で快適に暮らせる生活環境を確保する					
54	個人	<p>【羽田空港機能強化について】</p> <p>羽田増便問題は、騒音や落下物等、問題は山積しているが、何一つ満足な説明はなされていない。</p> <p>憲法29条に違反して、正当な補償をせずに私たちの私有財産を利用し、世界的に稀な人家密集地域の上空を飛ばうとしている。この重大な問題に関して、改定素案では一切触れていない。目黒区の環境問題として、十分に審議、検討するように強く望む。</p>	環境保全課	7	<p>羽田空港の機能強化策について、都心上空を航空機が低空で飛行することは、これまで経験のないことであり、飛行ルートに係る地域の区民を中心に様々な不安を覚えているものと認識しております。国の施策であるため、今後も、区民の不安の払拭に努め、国に対して、丁寧な情報提供や説明を要望する等、個別対応すべき課題と考えます。</p> <p>なお、当初に国から発表のあった取組策は、都や23区等の関係機関等からの様々な意見を反映し、技術の向上を踏まえて環境影響対策において充実してきている側面があると認識しております。区としては、さらなる対策の充実も要望しており、今後も、機会をとらえて働きかけてまいります。</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
55	個人	生物多様性の主流化に逆行せず、水が生態系をつくることを再認識して、健全な水循環機能の回復に積極的に取り組んでいただきたい。そのために、計画の体系図の主な施策に「水循環機能の回復」と「より質の高い生息環境づくり」を再掲し、主な施策に「暗渠の清流としての復活」を定め、目黒区の環境への取組をより強力に推進していただきたい。	都市計画課 みどりと公園課	7	計画上の分野の整理として、水循環機能の回復に関しては、改定素案の施策の目標4-1の中の主な施策に掲げており、こうした取組が生態系をつくることに反映してくる観点も含めて取り組んでまいります。 なお、主要な暗渠の対応については、東京都の施策（下水道としての管理）がある関係から、区の施策とすることは困難と考えます。
56	議会会派	PM2.5については、大坂橋自動車排気ガス測定局等のデータを経年グラフにして示すこと。	環境保全課	1	記載する大気汚染常時監視局のデータを、一酸化炭素濃度、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化窒素濃度とし、大坂橋自動車排気ガス測定局を含む区内測定局のデータをグラフ化して掲載します。
57	議会会派	中目黒駅周辺等への飲食店の深夜営業やイベント等での騒音等住環境が問題になっており改善が課題となっていることも明記すること。	環境保全課	4	騒音は、条例等に規制基準が定められており、改定素案の施策の目標4-2の主な施策「生活公害（騒音・振動・悪臭等）に係る相談・調整」に含んでいるものと考えます。 計画期間においては、社会状況の変化等により新たな課題が生じてくることも想定されますが、施策の目標4-2の考え方に沿って、取り組んでまいります。
58	議会会派	【有害化学物質、放射性粒子状物質】 5年後の福島原発事故由来の放射性粒子状物質の人体へのかかわりを、チェルノブイリ事故との対比での講演会を開催すること。 日常における化学物質過多の問題を注意喚起すること。	環境保全課	5	放射性物質の人体へのかかわりについては、多角的な情報収集等、調査研究に努めます。 化学物質過多の問題を注意喚起することについては、今後、内容、方法等を検討してまいります。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
基本方針5 ひとづくり 環境を守りはぐくむ人を育てる					
59	個人	改定素案では「めぐろの環境を支える〈ひと〉」を機軸に環境保全に努める主張が盛り込まれているが、環境の破壊に目を背けることができず、独自の運動を行っている人たちがいる。そうした人々も大切にして意見を聞き、ともに環境問題の解決にあたる姿勢も区民に見せることが肝要と思われる。	環境保全課	2	区では、日ごろから環境に係る窓口において、区民等からお話しをうかがい、必要に応じて現地の調査等を行い、自主的な活動につながる情報提供を行ってきております。 今後も、多岐に渡る環境問題を区民等が認識を深めていくことや、区民からの相談への対応を通じて、区民による自主的な動きができるよう、区としての課題認識を高めていきながら、必要な情報提供に努めてまいりたいと考えております。
60	議会会派	【環境を守る住民運動等への対応について】 目黒区内でも多くの環境問題に関わる住民運動が起こっている。また、環境問題に関わる区民の不安の声や具体的な提案が広範に存在している。区として、区民の環境問題に関わる自主的な行動については、住民自治の確立に向けた取組として位置付け、尊重し支援すること。	環境保全課	3	区では、これまで、区内の環境配慮団体等に対する支援を行ってきました。区民等が環境教育・学習を通じて学んだことを活かし、地域の中で環境保全行動を実践していくことができるよう、引き続き、支援を行ってまいります。また、育成した人材の活躍支援、活動の組織化、人材や団体の交流等の支援を強化していくことも必要であると考えております。 個々の施策の展開にあたっては、目黒区エコプラザを環境教育・学習の拠点として一層強化していくとともに、エコライフめぐろ推進協会のコーディネイト機能を活用していきたいと考えております。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
61	議会会派	<p>【環境活動団体の育成】</p> <p>目黒区エコプラザ支援団体、グリーンクラブ、公園活動登録団体等が明示されているが、そのほかにも様々な環境活動団体が存在する。NPOやNGOとも協力しあいながら、活動団体を育成し新たな団体を増やすこと。</p>	環境保全課	3	<p>改定素案で掲げる環境像「地域と地球の環境を守りはぐくむまちーめぐるからの挑戦ー」の実現に向けて、区のみならず、区民・地域の団体等多様な活動主体の取組が必要となるため、ネットワークの形成に努めてまいります。</p> <p>ひとつづくりはすべての環境施策の基盤となるとの認識のもと、改定素案においては、環境問題やその解決に向けた取組を区民、事業者が「知る」ことを促すこと、獲得した知識に基づく区民、事業者の行動を支援すること、行動する区民、事業者をネットワーク化して取組を伝え、広げていくことの3段階を意識しております。</p> <p>このため、ご意見のとおり、育成した人材の活躍支援、活動の組織化、人材や団体の交流等の支援を強化していくことも必要であると考えております。</p>
62	議会会派	<p>【環境フェアと消費生活展の統合による発展】</p> <p>相互に関連するテーマがあり、イベント統合により集客の増や組織的発展が得られるので、実行すること。その際には、近年行われていないフリーマーケットも実施を望む。</p>	産業経済・消費生活課 環境保全課	7	<p>ご意見は、各イベントの実施主体であるエコまつりめぐる推進協会や消費生活展の各実行委員会等に伝えてまいります。</p>
第4章 重点的に取り組むテーマ					
63	議会会派	<p>第3章における各項目をテーマごとに振り分け充実させていただきたい。</p>	環境保全課	4	<p>第3章では、施策の目標ごとに主な施策を掲載しております。このうち、重点的に取り組むテーマに該当する施策の取組例を改定素案P46～47「重点的に取り組むテーマの展開イメージ例」に掲げております。</p> <p>第3章に掲げる主な施策ごとに振り分けることは困難ですが、改定素案P46～47に掲載している取組例は、ご意見のとおり、施策の目標との関連について追記します。</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
第5章 計画の効果的な推進に向けて					
64	個人	目黒区の環境の現状と課題及び取組状況を、毎月1回は区報・区のホームページ・チラシ等で区民一人ひとりに知ってもらう広報活動が必要だと思う。その内容はこの「目黒区環境基本計画」の個々の具体的な取組内容や区の環境報告書をはじめ区の各種補助計画の主要点等も含めるものとし、詳細はそれぞれを参照するように案内し、さらに区民の意見や質問を受け、必要に応じてその回答も掲示するなど工夫すれば、目黒区の環境問題が身近に感じられて良いと思う。	環境保全課	3	ご意見の主旨とおり、環境保全の取組を区内に広げていくためには、継続的な普及啓発が重要であると考えます。 計画や施策の取組については、区のホームページをはじめ各種環境イベントや講座等のさまざまな機会をとらえて周知してまいります。また、施策の実施結果や事業等の進捗については、毎年度作成する環境報告書で施策の実施状況として報告してまいります。 なお、環境報告書を作成する際には、区民アンケートも実施しており、その中での意見の把握についても工夫を検討してまいります。
その他					
65	個人	お花見や公園で遊ぶ際、簡易的なポップアップテントの使用を係員に注意される。子どもの着替え、風よけ、日よけ、食事場所等、子連れには非常に便利で治安上問題のあるようなものではない。公園使用上のルールの見直しをお願いしたい。	みどりと公園課	6	公園は、小さい子どもから高齢者、障害をもつ方等、様々な方々が安全・安心して利用できるよう配慮しなければなりません。ご意見いただいたポップアップテントの使用については、お花見等の混雑時に一定面積を占有してしまうことと、使用状況によって風に飛ばされる等利用者の安全確保が十分でない場合があると認識しております。このため、区立公園等の使用ルールを変更することは困難と考えております。
66	個人	改定素案では、取組み・取り組み・取組等の併用が見られるので、統一した方が良い。	環境保全課	1	ご意見を踏まえ、次のとおり統一します。名詞として使用する場合には、「取組」とします。また、動詞として使用する場合には「取り組み、取り組む」とします。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
67	個人	改定素案文中などに、「取組み」「取り組み」「取組」、「など」「等」などの併用が見られるので、文書事務の手引き等を参考に統一した方が良い。	環境保全課	1	ご意見を踏まえ、次のとおり統一します。名詞として使用する場合には、「取組」とします。また、動詞として使用する場合には「取り組み、取り組む」とします。 また、「など」「等」は、名詞のあとに続く場合は「等」、動詞のあとに続く場合は「など」とします。
68	個人	用語解説について 改定素案P64以降に「用語解説」を入れているが、文中での該当用語の場所が不明であるため、用語の上に「単語 ¹ 」など表記し、巻末の用語解説にも付番し、一致するようにした方が良い。 また、根拠が不明であるので、用語解説の出典を記載した方が良い。	環境保全課	1	ご意見の主旨を踏まえ、巻末の用語解説で掲載した用語については、当該用語が最初に出た際に、用語の上にマークを標記しました。
69	個人	文章が複数行にまたがる場合、最後の文字が一文字になるのは見栄えが良くないので、一行あたりの文字数を調整した方が良い。	環境保全課	7	バランスよく、かつ、効率的なページの使用に努めるとともに、読みやすさや見やすさに配慮してまいります。
70	個人	1ページに記載されている文量が多いページと少ないページで差がある。配置の問題はあると思うが、前に寄せた場合、コストが安くなることも考えられるのではないか。	環境保全課	7	「目黒区環境基本計画」の冊子は、区民等に配布することを予定しております。このため、わかりやすさに配慮した冊子づくりに努めてまいります。
71	団体	日常の仕事や生活に追われていても、一人一人が改めて考えていく必要があるのではないかと考えさせられた。	環境保全課	7	改定素案で掲げる環境像「地域と地球の環境を守りはぐくむまちめぐろからの挑戦」の実現に向けて、区のみならず、区民・地域の団体等多様な活動主体の取組が必要となるため、ネットワークの形成に努めてまいります。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
72	個人	目黒川沿いでは外国人来訪者やマナーを守らない来訪者も多く、住民は大変迷惑している。私有地への無断侵入、大声で騒ぐ、ごみやたばこのポイ捨て等について、英・中・韓・日本語でのマナー注意喚起のポスターを作成し掲示し、配布を希望する住民にも配り、各自宅等の塀等にも貼れるようにしてもらいたい。	生活安全課 文化・交流課 環境保全課	4	桜の開花時期には外国人来訪者向けに、めぐろ観光まちづくり協会が多言語版（英語・中国語・韓国語）「さくらMAP」を作成し、ピクトグラム等外国人にも分かり易い表示方法でマナー向上の啓発に努めております。 ポイ捨て禁止につきましては、ご自宅等にご掲示いただける日本語版・三か国語版の啓発プレート等をご用意しております。環境保全課にご連絡いただければ、配布させていただきます。 区では、民間警備会社委託による生活安全パトロール車（青色パトロールカー）2台による区内のパトロールを24時間365日実施しております。事故や犯罪行為等が発生した場合には、警察に通報しております。
73	議会会派	【環境審議会のあり方について】 環境審議会のあり方については、環境問題にかかわる幅広い問題が取り上げられるようにすべきである。羽田低空飛行ルート計画に係る騒音問題、豪雨災害から命を守る地下室マンション問題、超高層ビルによる風害問題等大型開発や都市計画道路等環境破壊からいのちとくらしを守る問題を審議の対象にすること。	環境保全課	6	環境審議会での審議対象は、環境基本条例で定めております。 このため、具体的な案件については、改定素案の各基本方針における考え方等に沿いながら、個々の制度・事業の中で対応していくことを考えております。
74	議会会派	環境審議会、廃棄物減量等推進審議会を統合し、実効性ある区民参加の組織としていただきたい。	環境保全課	7	各審議会は、それぞれ条例で設置しており、各々設置趣旨にのっとり審議する等、有効に役割を担っていることから、基本的には統合は難しいものと考えております。 また、各審議会では、区民の公募委員を含めて構成しており、区民参加の組織としております。
75	議会会派	【エコライフめぐろ推進協会の改革】 目黒区の環境課題の柱になるよう、組織改革を行うべきである。	環境保全課	7	ご意見の内容は、「目黒区行革計画」の中で改革項目「2-9 エコライフめぐろ推進協会の運営方法等の見直し」を設定し、取り組んでおります。

目黒区環境基本計画改定素案に対する区民説明会回答表

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
第1章 計画の基本的考え方					
第2章 目指すべき環境像と基本方針					
第3章 目標達成に向けた施策の展開					
基本方針1 省エネのまちづくり 地球温暖化対策を推進する					
1	説明会	都市型水害への対策について 都市型水害の対策とあるが、貯水施設を治水だけでなく生物の保全のために活用できないか。イトトンボ等の生息環境には水が重要である。	環境保全課 (都市整備課) (みどり公園課)	3	雨水利用施設は、他市の施設の残渣から放射性物質が検出されたことを受け、区施設の調査を行いました。その結果、一部の施設で一時的に利用を中止しましたが、安全を確認した上で、現在は利用を再開しております。今後、雨水タンクによる植物への水やり等の活用は考えられますが、開放した場合には、蚊等の発生等があるため、今後の検討・研究課題とします。 改定素案P18で、都市型水害への対策として、透水性舗装や浸透施設の整備等により抑制を図ることとしております。
2	説明会	省エネ機器導入の施策について 施策の目標1-2で「エネルギーを賢く使う暮らしの創造」とあるが、内容が普及してくださいというだけでは、なかなか普及しないと思う。区として、補助金等、具体的施策はどのように考えているのか。	環境保全課	2	新エネルギー・省エネルギー機器の設置費助成は、2009（平成21）年度から行っております。 状況により助成内容は変化していますが、国や東京都の補助も受けつつ、取組を進めてまいります。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
基本方針2 循環型社会づくり ものを大切にして循環型社会を実現する					
3	説明会	用語について 「MGR」「3R」は、どのような意味か。	清掃リサイクル課	7	「MGR100」は、「めぐろ・ごみ・リデュース・100g」の略語です。「1人1日100gのごみ減量」を区民の方々に身近に感じて、実践していただけるように考えました。 また、「3R」は、ごみの減量に向けた方策である「リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」の略語です。
4	説明会	ごみの削減施策について 改定素案は環境に関する課題に広く触れていて良い。 マイクロプラスチック問題について、国や事業者任せにするべきではない。区として具体的にどのような取組をするのか。	清掃リサイクル課	5	マイクロプラスチックについては、主に、工業用製品の研磨剤や化粧品、衣類の合成繊維などから生活排水を通じて排出される微小な粒子とされています。 海洋への流出等が新たな課題とされているため、一般廃棄物の処理経路からも流出することがないように、国・自治体・事業者がともに考えていくべき必要があると考えております。 ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
基本方針3 みどりづくり みどりをはぐくみエコロジカルネットワークを形成する					
5	説明会	<p>昆虫の生息環境について</p> <p>基本方針3で「みどりをはぐくみエコロジカルネットワークを形成する」とあり、野鳥について触れているが、イトトンボ等の昆虫についてはどのような対策をしているのか。</p>	みどりと公園課 環境保全課	2	<p>昆虫等については、本日は、概括的なお話しとさせていただきます。</p> <p>改定素案P30に「都市の生物多様性の確保」を掲げているとおり、みどりやいきもの実態の把握、情報共有と発信を行っており、見かけたいきもの情報を寄せてもらっております。</p> <p>改定素案P27の取組点検項目では、いきもの气象台情報提供数、野鳥の年間確保数を挙げております。このように、大きな意味では把握の取組を実施しております。</p> <p>(所管課回答)</p> <p>「目黒区生物多様性地域戦略」では、多くの種の野鳥が生息できる環境があれば、その餌となる植物や昆虫等の小動物などの種類や数も豊富で、あらゆるいきものの生息に適した環境になるという視点から、野鳥を都市における生物多様性確保のシンボルとして位置づけております。</p> <p>野鳥をはじめ昆虫等を含む多様ないきものが生息できる自然と共生する社会を目指して、ビオトープの育成や生物多様性に配慮した公園・緑地等の管理に努めてまいります。</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
6	説明会	<p>目黒川沿いの桜について</p> <p>目黒川沿いの桜の木にイルミネーションが行われているが、桜に電飾を巻き付けについて、なぜ区で許可するのか。情報開示で工事の申請書を見たが、申請書と実施内容が異なっている。許可内容に沿って実施されているか否か工事後に確認しないのか。また、植え込みの中に杭が打たれている。現状で困っていることに至急対応してもらいたい。</p>	<p>道路管理課 みどりと公園課 環境保全課 (清掃事務所)</p>	7	<p>イルミネーション等の所管部局が異なることもあり、本日は、概括的なお話しとさせていただきます。</p> <p>各所管で定める要件に沿って許可が出されております。申請内容がその要件に則っているか否かは、このあと、所管課に伝えて確認します。</p> <p>春の桜については、庁内の様々な部局で横断して組織を設けて対応を検討調整しておりますが、環境部門でも、ごみ、生活環境等の必要な対策を行っていきたいと認識しております。</p> <p>川沿いの桜は、庁内の様々な部局が横断して係わるため、課題共有の取組を行っております。</p> <p>(所管課回答)</p> <p>街路樹へのLEDの設置については、道路占用許可が必要なことから、基準に基づく手続きをしております。LEDライト取付の際には、桜や周りの植栽を傷めない措置を取ることを条件としております。</p> <p>ロープ柵はLEDの設置者がサクラの根及びツツジ等の低木を保護するために道路占用許可を受けて設置したものです。</p>
7	説明会	<p>目黒川の桜及び環境教育について</p> <p>桜が春に咲くために準備をしている時期に、電飾をするのは良くない。工事をするために植栽の中に電飾の杭を打ち、植栽が傷んでいる。</p> <p>区では桜サクラ基金を行っており、桜への愛護の気持ちを育てることが環境教育でもある。</p> <p>環境像に「めぐろからの挑戦」とあるが、現状では区の取組はワンパターンになっている。人づくりという言葉もあったが、環境こそ一人ひとりの発信する気持ちが重要であり、行政にも様々なことを学習して取り組んでほしい。</p>	<p>環境保全課 (道路管理課) (みどり公園課)</p>	4	<p>環境について行政も知識を深め、計画を高められるよう、ご意見をいただいたと受け止めていきたい。</p> <p>環境審議会の答申内容を踏まえながら、今回の改定素案では「ひと」に着目し、まず「わたし」から学び、行動し、それが集まって「みんな」の輪が大きくなることが大切であると考えてます。それには、環境学習や行政自らの勉強も大切であると考えてます。</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
基本方針4 生活環境づくり 健康で快適に暮らせる生活環境を確保する					
8	説明会	羽田空港の機能強化による環境への影響について 羽田空港の機能強化が話題となっているが、今後飛行機が都心を低空飛行し、騒音や落下物、低周波等の発生、生物多様性や人体の健康への悪影響が懸念される。「目黒区環境基本計画」の前提となる快適な環境の妨げになり得るが、区としてどのように取組を考えているのか。	環境保全課	7	社会情勢の変化によって生じる個別の課題・影響は、改定素案に記載の施策の考え方を踏まえながら、取り組むことを想定しております。 羽田空港の機能強化についてのご指摘は、ご意見として受け止めていきたい。区としては、これまでも国の説明会や問合せ等で情報収集を行い、意見も伝えており、不安の払しょくにつながるよう、今後も必要に応じ、機会をとらえて区民の意見を伝える働きかけを行ってまいります。
基本方針5 ひとづくり 環境を守りはぐくむ人を育てる					
第4章 重点的に取り組むテーマ					
9	説明会	一人ひとりの主体的な取組について 「一人ひとりの自主的な行動を促す」取組とあるが、具体的にどのような取組をするか例示してほしい。	環境保全課	2	例えば、賢い暮らし（めぐろスマートライフ）のホームページを見て、日常でこまめにできることを学び、すぐできることから取り組んでいくことが考えられます。

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
第5章 計画の効果的な推進に向けて					
その他					
10	説明会	<p>計画の実効性について</p> <p>桜の木に電飾を巻くことに憤りを感じている。電飾を巻くために枝が切られたり、杭打ちをするために根や植込みが傷められたりしている。区のみどりと公園課に連絡したが、許可を出したものでないので仕方ないと言われた。</p> <p>桜の木の手入れ等、愛着を持って自主的に取組をしている人がたくさんいて環境がつけられている。</p> <p>現行計画は平成24年度に策定されたということだが、法的規制がなく、営利目的に桜が利用されることを守られる環境にないということを感じている。良い素案があるのに、それを守るための法的縛りが無いことが気にかかる。</p> <p>今後、条例等法的な施策が整備されるのか。また、「目黒区環境基本計画」をもとに、区の組織を横断した施策が展開されるのか。</p>	<p>道路管理課 みどりと公園課 環境保全課</p>	7	<p>「目黒区環境基本計画」は、環境という切り口でどのような取組をするかまとめたもので、庁内の様々な部局を横断して、他部局の計画とも整合しながら策定を進めております。</p> <p>計画自体が法的拘束力を持つものではありませんが、各分野には寄って立つ法律や条例があり、それをもとに許可などの対応をしております。</p> <p>桜のイルミネーションについては、担当所管が判断して許可を出しております。その後のフォローがどうなっているのかは、ご意見をいただいたので確認します。</p> <p>(所管課回答)</p> <p>街路樹へのLEDの設置については、道路占用許可が必要なことから、基準に基づく手続きをしております。LEDライト取付の際には、桜や周りの植栽を傷めない措置を取ることを条件としております。</p> <p>設置時に枯れ枝が折れたとの報告があり、現場確認を行いました。その後、適切な処理を行ったとの報告がありました。</p>
11	説明会	<p>計画の策定主体について</p> <p>計画の策定主体は区なのか、環境清掃部か、環境審議会か。</p>	<p>環境保全課</p>	7	<p>目黒区環境基本条例第8条に定めるとおり、「目黒区環境基本計画」は、環境審議会の意見を聞き、区の責務で定めるものです。</p> <p>※なお、具体的には、環境審議会に諮問をし、答申を得たうえで、区として策定していきます。</p>
12	説明会	<p>目黒川の位置づけについて</p> <p>働きかけの対象が区民、事業者、団体となっており、みどりに関する施策が記載されているが、区にとって目黒川は水辺、樹木、植物や昆虫の生息環境等がすべてある重要なものである。目黒川の記述が少ないのが気になる。計画全体のバランスがとれているのか確認する必要がある。</p>	<p>環境保全課 (土木工事課) (みどりと公園課)</p>	7	<p>目黒川についてはご意見として受け止めさせていただきます。</p>

整理番号	区分	意見	所管	対応区分	対応・考え方
13	説明会	<p>環境負荷を減らす取組について 環境負荷という言葉が多く記載されているが、環境負荷の要因をどのように取り除くのか。 環境負荷を減らすためには、事業者との関係も重要になる。目黒川、羽田空港についても、国や事業者にどのような働きかけをするのか、区の意志を持って取り組んでほしい。 目黒区環境基本条例に基づき、事業者、区民への働きかけを行うことは区の責務である。</p>	環境保全課 (土木工事課)	7	<p>目黒区環境基本条例に規定している区の責務などに基づいて計画を策定しております。環境負荷の低減については、関係法令とも整合して取組の検討を進めていくため、目黒区環境基本条例のみで取組が完結できるわけではありません。 条例に定める区、区民、事業者の責務については、しっかりと認識しながら計画策定を進めていきたいと考えます。</p>
14	説明会	<p>目黒川の位置づけについて 目黒川を区の象徴として位置づけ、どのように水辺やいきものの生息環境を守るか、明確に記載すべきである。</p>	環境保全課 (土木工事課) (みどりと公園課)	7	<p>目黒川についてはご意見として受け止めさせていただきます。</p>

※区民説明会回答表の所管欄について

- ・区民説明会では環境清掃部で説明等を行ったため、原則、環境清掃部の所管名を記入しています。
なお、対応・考え方欄で所管課回答を表示しているものは、説明会後に所管課で補足の対応を行った内容を明記したものです。
- ・括弧書きで表示している所管名は、意見欄又は対応・考え方欄の内容に関係する所管名を記載しています。